

Food EXPO Kyushu 2020 事業運営業務委託仕様書

1 委託事業名

Food EXPO Kyushu 2020 事業運営業務

【公募期間】

2020年6月29日（月）正午 ～ 2020年7月8日（水）正午

【申請書提出先・問合せ先】

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前 2-9-28

Food EXPO Kyushu 実行委員会（福岡商工会議所 産業振興部）TEL 092-441-1119

2 委託する事業の概要

（1）目的

世界的にも優れた高付加価値の九州産農林水産物、加工食品を国内外に発信し、地場食品関連企業の更なる売上向上、販路拡大及び地域経済の振興を目的に「Food EXPO Kyushu 2020」を開催する。

7回目の開催となる今回は、支援対象を新規に募るだけでなく過去6年間出展した企業を含め幅広く設定。特に新型コロナウイルスで影響を受ける九州内の中小企業に対する販路拡大の受け皿としての役割を強化する。また、感染予防を前提にした新しい消費スタイルや販売チャネルの変化にも対応していく。具体的に本事業を、「リアルとオンラインの融合による支援の場」として、地域経済の危機的状況を乗り越えるための、新しい価値創造及びチャレンジの場と位置付ける。

あわせてFood EXPO Kyushu 実行委員会が企画・実施するものに加え、主催団体が独自に関連事業を実施することで、通年で「Food EXPO Kyushu 2020」を実施する。

（2）名称

Food EXPO Kyushu 2020 ～from Fukuoka to the Global Market～

（3）日時

2020年10月上旬を予定

（4）場所

福岡商工会議所会議室ほか

（5）主催

Food EXPO Kyushu 実行委員会

（福岡県、福岡市、福岡県商工会連合会、ジェトロ福岡、福岡地域戦略推進協議会、福岡商工会議所）

（6）事務局：

福岡商工会議所 産業振興部（福岡市博多区博多駅前 2-9-28）

(7) 事業内容および目標：

①オンライン展示商談会

Food EXPO Kyushu ホームページ上に 2020 年版の商品・企業情報検索画面を設置
企業情報および商品情報（5 商品まで）を掲載。通年でバイヤーがセラーにアプローチが可
能。

※過去 6 年間の国内外食品商談会にした出展企業情報や商品は別ページにて掲載

②個別商談会・オンライン個別商談会

過去来場した国内外のバイヤーを中心に、九州内の企業が事前の時間割（各 25 分）によりセ
ラー・バイヤーが対面で商談。

来福が難しいバイヤーについてはオンライン商談（各 40 分）で試験的に実施。

※Food EXPO Kyushu 2021 でも海外バイヤーを中心に、個別商談会のひとつとして実施を検討す
るためのモデルケースとして国内外問わず 1 事例は必ず実施する

①・②の事業効果を高めるためのオンラインセミナーを事前に最低 1 回実施

③訪問商談会・FAMトリップ

バイヤーやインフルエンサーなどが、九州各地の生産現場や工場等を訪問

④テストマーケティング販売会・ポップアップストア

九州内で開催される一般消費者向けの展示即売会に「Food EXPO Kyushu」として出店

事業効果を測定する方法【受託者および当実行委員会で実施】

- ・オンライン展示商談会参加企業数
- ・オンライン展示商談会商談数（事務局を經由しての問い合わせ件数を集計）
- ・個別商談会参加バイヤー数（国・地域および人数を集計）
- ・総商談件数（当日アンケートにて集計）
- ・商談成約件数（事後アンケートを中心にスコアを集計）
- ・継続商談件数（商工会議所、商工会等を通じての継続支援により個別集計及び事例収集）
- ・経営改善取組事業者数（事後アンケート及び個別ヒアリングにより内容調査）
- ・取引見込額（事後アンケートを中心にスコアを集計）
- ・新規販路開拓数（事後アンケートを中心にスコアを集計）

(8) 参加要件：

- ①九州・山口県内の中小企業・小規模事業者かつバイヤーからの問い合わせ・質疑応答、商談
等に対応できること
- ②九州・山口県産の生鮮品および九州・山口県産の原材料を使用し、同地域内で加工された完
成品があること
- ③バイヤーに向けた商談シート、先方が指定する各種書類の作成ができること

(9) PRポイント：

- ①過去 6 年間で約 3,600 商品が掲載されている九州産品のポータルサイトという特徴を生か

- した「オンライン展示商談会」を実施。
- ②個別商談会は時期と会場を再考した上での実施と新たにウェブを活用した「オンライン商談会」にも試験的に取り組む。
 - ③コロナ禍を通じて変化した社会経済環境や消費者の行動変化に対応し、ウェブを活用したオンラインセミナーの実施、通販サイトを持つバイヤーと連携し相互にリンクするなど、新たなチャンネルにも挑戦する。
 - ④本年度は、次年度の「Food EXPO Kyushu 2021」に向けた準備期間と前向きにとらえ、個別商談会バイヤーや今後出展する事業者や団体を増やすための場として大いに活用する。

(10) 参加費用

- ①オンライン展示商談会 システム登録料 10,000 円（税込、振込手数料別途）
- ②個別商談会 ③オンライン個別商談会 1商談 3,000 円（税込、振込手数料別途）
- ④訪問商談会・FAMトリップ
- ⑤テストマーケティング販売会・ポップアップストアの参加費・出店費は検討中

3 委託する業務内容

事業を円滑に実施するための運営・広報にかかる業務

※業務の遂行にあたっては、上記記載の「事業内容および目標」・「PR ポイント」に沿い、効果的な事業になるよう留意すること

▼運営

- ①各種申込取り纏め業務
- ②個別商談会参加企業向けオンラインセミナーの実施（アフターコロナを意識したセミナー）
- ③各種事業の一部運営業務
 - ・個別商談会・オンライン個別商談会
（個別商談会は20社招聘、オンライン個別商談会は最低1社招聘し実施すること）
 - ・訪問商談会
（想定：自治体・経済団体と連携した販路開拓支援のツアーを1コース造成）
 - ※上記訪問商談会に新たにインフルエンサーなどバイヤー以外の参加者を募る（FAMトリップ）
 - ・テストマーケティング販売会・ポップアップストア
- ④運営委員会への出席及び進捗状況の報告
- ⑤各種報告書の作成（事業効果の検証、アンケート調査等の集計・分析を含む）

▼広報

- ①Food EXPO Kyushu2020の事業効果を高めるためのウェブサイト制作（多言語対応含む）
- ②オンライン展示商談会・個別商談会マッチングに関するウェブ管理システム構築費
- ③広報媒体・SNS等を活用した本事業の広報（特に注力するものは以下の通り）
 - ・オンライン展示商談会の認知度向上および商談件数増のためのシステム構築、広報
 - ・訪問商談会へのインフルエンサーに対する参加呼びかけ
 - ・テストマーケティング販売会・ポップアップストア事業実施時の来場呼びかけ

4 選定

(1) 提案説明

受託希望者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行います。

プレゼンテーションは、受託した場合に当該事業を主に担当する者が行ってください。

(2) 審査に付する事項

当事業運営に関する以下の事項を総合的に審査します。

- ①本件目的達成に向けて効果的な事業内容となっているか
- ②費用対効果はどうか
- ③実現可能性はどうか
- ④目標達成に向けた取り組み内容はどうか
- ⑤過去同様の事業実績について
- ⑥その他、目標達成に向けた新たな取り組みや協賛獲得などの計画があるかどうか

(3) 提出書類の取扱い

- ①提案書類提出後の内容の変更は認めません。
- ②提出書類は返却しません。
- ③提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがあります。
- ④選定された提案は、協議により、内容の変更を求めることがあります。

(4) 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とすることがあります。

5 契約期間

契約締結日から2021年1月31日まで。

ただし、オンライン展示商談会に関するウェブ管理システムは7月下旬までに納品すること。

6 業務を遂行する上で必要な事務

- ①受託者は契約後、速やかに業務終了までの工程表を作成し、提出すること。
- ②企画検討、連絡調整のため、事務局との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、事務局と十分な協議を行うために、随時連絡調整を行うこと。
- ③業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- ④委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。
- ⑤実行委員会が実施する調査等に協力すること。
- ⑥業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ書面により実行委員会の承認を得ること。

7 提出する成果物と提出期限

本業務の成果物として、事業報告書 7 部および同電子データ 1 部を 2021 年 1 月 31 日までに、委託者へ提出してください。

事業報告書には、上記「(7) 事業内容および目標」の達成状況を記載してください。

8 その他留意事項

- ①仕様書に定めのない事項については、受託者と実行委員会で協議のうえ決定する。
- ②成果物の一切の著作権や著作権は当実行委員会に帰属するものとし、当実行委員会が成果物を利用するために必要な全ての権利が許諾されていること。
- ③受託者は、本事業を遂行するための個人情報、事業者情報その他当実行委員会の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

【参考（前回実績）】

関連ホームページにて掲載しております。

<http://www.food-expo-kyushu.jp>

以 上